



港区と岐阜県郡上市との災害時相互協力協定書

港区（以下「甲」という。）と岐阜県郡上市（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条の規定に基づき、甲又は乙いづれかの地域において法第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、甲乙相互に協力しながら応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定める。

（相互協力の内容）

第2条 この協定に基づく甲及び乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (2) 被災者の救出・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧のために必要な資機材及び物資の提供
- (3) 職員等人材の派遣
- (4) 輸送手段の提供
- (5) 避難者の受入れ
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 災害対策本部機能の維持又は行政機能の維持のために必要な施設及び電子機器、什器、通信機器等の提供
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に協力を必要とするもの

（要請方法）

第3条 協力を要請する自治体（以下「被災自治体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により協力を要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる協力を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第3号に掲げる協力を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 協力場所、協力場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 協力の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、協力を要請されたときは、法令その他特別の事情がある場合を除き、極力

これに応じるものとする。

（経費負担）

第5条 協力に要した経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、協力を要請した自治体が負担するものとする。

（担当窓口の明確化と情報共有）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、あらかじめ相互協力の担当窓口となる部局、担当者及び連絡手段を定めるとともに、地域防災計画その他必要な情報を相互に交換し、災害時に速やかな連絡が行われるよう努めるものとする。

（通信訓練及び防災訓練等の実施）

第7条 甲及び乙は、平常時から前条に定める連絡手段による通信訓練を実施するとともに、甲乙それぞれが実施する防災訓練に相互に参加するなど災害時における協力が円滑に行われるよう努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（施行期日）

第9条 この協定は、締結の日から施行する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成26年2月6日から平成26年3月31日までとする。
2 この協定は、前項の有効期間終了までに甲又は乙のいづれかから解除又は変更の申出がないときは、期間を1年間延長することとし、以後毎年同様の取扱いにより自動的に更新するものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年2月6日

甲 東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区長

武井雅昭



乙 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

郡上市長

日置敏明

